平成26年1月20日

意見書(3)

仙台地方裁判所第1刑事部 殿

仙台地方検察庁

検察官 検事 加藤 裕

検察官 検事 金沢和憲

検察官 検事 荒 木 百合子

請求人守大助に対する殺人、殺人未遂被告事件について、平成16年3月30日仙台地方裁判所が言い渡した有罪の確度判決に対する再審請求に対する検察官の意見、以下のとおりである(請求人及び弁護人が新証拠として提出した各証拠に新規性、明白性が存しないことについては、既に従前の意見書により必要な範囲で詳論したので、本意見書においては、これらと重複しない限度で若干の意見を述べるにとどめる。なお、略語については従前の用法を踏襲する。)

第1 いわゆる鑑定論について

1. 確定判決がその信用性を認めた土橋鑑定の核心は、ベクロニウム標品と各鑑定資料を同一の方法及び同一の条件の実験により分析したところ、同一の結果が得られたことから、各鑑定資料にベクロニウムが含有していたと判断したという点にある。

すなわち、土橋鑑定が鑑定に当たって用いたLC/MS/MSは、単に分析対象である化合物の質量を測定するのみではなく、MS1で検出した特定のイオンを更に開裂させた上でMS2で再度分析する、化合物の同定を効果的かつ適切になし得る方法であるが(検察官意見書は19ないし20ページ)、土橋鑑定においては、ベクロニウム標品と各鑑定資料から、共にMS1においてm/z258が検出され、これをプリカーサーイオンとして行ったMS2によるプロダクトイオンスキャンにおいても、等しくm/z356、m/z398等のプロダクトイオンが検出され、かつ、その発現時間もほぼ同一であったのである。

2 これに対し、請求人らは、「要するに、鑑定資料の分析結果とベクロニウム標品の分析結果を比較して、同じ結果であるから、ベクロニウム未変化体を検出したといえるなどと説明しているだけである。」(請求人らの平成25年10月25日付け「『土橋鑑定』の確定審と再審請求審における位置付け」3ページ)として土橋鑑定の意義を否定する。

しかしながら、土橋鑑定が、ベクロニウム標品を対照資料として分析することをしないまま各鑑定資料の分析結果のみをもって各鑑定資料にベクロニウムが含有するとの結論を導いたというのであればともかく、土橋鑑定は、ベクロニウム標品及び各鑑定資料を、化合物の同

定を効果的かつ適切になし得る同一の方法及び同一条件による実験で分析したところ,同一の結果が得られたのであるから,プリカーサーイオンに選定した m/z 258の検出機序の考察や,MS2において検出された各種プロダクトイオンの生成に係る開裂の機序の考察等にかかわらず,各鑑定資料がベクロニウムを含有すると判断したことは十分借用できるところである。

3 しかも、鑑定試料の残渣からは、請求人らがベクロニウムの同定に必要であると主張する mz279 が検出されていた (検察官意見書 (1) 別添資料 6 「鑑定事項の補足説明」) のであるから、各鑑定資料にベクロニウムが含有していたことに疑いをいれる余地はないのである。

なお、請求人らは、「憲法上冤罪者を救済する利益再審と位置付けられる再審請求審では、検察官に提出が許されるのは新証拠を弾劾する証拠である。『鑑定書に関する補足事項』のごときは志田意見書を何ら弾劾するものではなく、提出すること自体許されない。」(請求人らの平成25年2月22日付け「検察官意見書(1)に対する反論」2ページ)などと主張するが、刑訴法435条6号の再審事由の存否を判断するため、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価するに当たって

は、「再審請求後の審理において新たに得られた他の証拠をもその検 討の対象にすることができ」(最高裁平成10年10月27日第三小 法廷決定・刑集52巻7号363ページ)、ここにいう「再審請求後 の審理において新たに得られた他の証拠」は、他の全証拠との総合的 評価に供されるという性質上、新証拠を弾劾する証拠に限られるもの でない。

第2 いわゆる病熊論について

請求人は、池田意見書を新証拠として提出し、A子に生じた症状が

マスキュラックス中毒によるものではない旨主張するが、同意見書に新規性も明白性も認められないことは、平成25年6月14日付け検察官意見書(2)において述べたとおりである。

池田意見書は、所詮、A子の急変症状等を記載した診療録等の証拠の中から、ミトコンドリア病MELASの症状と矛盾しない症状のみを恣意的に取り上げ、各症状がミトコンドリア病MELASと矛盾しないとこじつけているにすぎない。

ことに、確定判決は、A子の頭部 CT 検査結果に明らかな異常が認められなかったことを重要な根拠として、同人の急性脳症の可能性を否定し、弁護人請求に係る小川龍証人も、検察官から示された綾子の頭部 CT 検査結果を見て、同人の急性脳症の可能性を否定したにもかかわらず、池田意見書は同検査結果について全く触れていないのは、これが自己に不都合な事実であるために殊更無視をしていると見るほかなく、池田意見書は恣意的な非科学的なものであり、およそ明白性を認め得ないものである。

第3 いわゆる自白諭について

請求人らは,浜田寿美男作成の平成24年1月20日付け意見書(以下「浜田意見書」という。)を新証拠として提出し,請求人の捜査段階での自白に任意性,借用性がない旨主張するところ,これは,心理学の専門的知見に基づき請求人の自白の任意性ないし信用性について意見を述べたものとされているが,供述の任意性及び借用性の有無は,裁判所にとって,これを判断するに当たり,裁判上必要な実験則等に関する知織経験の不足を補給する必要のない事柄である。単なる意見にすぎない浜田意見書は,その内容の当否を論ずるまでもなく,刑訴法435条6号所定の証拠には当たらない。

第4 結論

本件再審請求には理由がないから,速やかに棄却されるべきである。

以上